

一般競争入札公告

神契公告第 162 号

一般競争入札の実施について

一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月31日

神栖市長 石田 進

公告番号	神契公告第 162 号		担当課・TEL	都市整備部道路整備課	0299-90-1151	
事業名	5国補市道2239号線道路改良第2工区・神水(更)第4号工事					
事業場所	神栖市土合本町一丁目地内					
案件概要	道路改良工事 工事延長L=101.0m 施工幅員W=21.0m アスファルト舗装工(車道) A=1,380㎡ アスファルト舗装工(歩道) A=535㎡ 排水構造物工L=196m 配水管布設工事 HPPEφ150mm L=109m HPPEφ100mm L=11m HPPEφ75mm L=10m					
履行期間等	契約締結日の翌日から 令和6年3月11日 まで					
事業種別	工事					
入札参加 資格要件	登録区分	建設工事	登録業種	土木一式		
	営業所の 許可等	土木工事業（特定建設業）				
	総合点	800 点以上				
	営業所の 所在地	市内に本店または支店等				
	技術者要件	1級土木施工管理技士以上の資格を有し（国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定したものを含む）かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するもの			専任性	有
	履行実績					
その他要件	・専任配置を予定している現場代理人又は技術者においては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の実施する水道配水用ポリエチレン配管施工講習会(当該協会に所属するポリエチレン管メーカーの実施する講習会を含む)の受講証を有すること。 ・神契公告第162～163号(本事業を除く)の落札候補者が既に提出した入札書は、本事業の入札において、無効として取り扱うものとする。					
設計図書の 閲覧	場所	直接閲覧・貸出を希望する場合は上記記載の担当課（事前連絡を要する）				
	アドレス	神栖市ホームページ https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html 入札情報サービス https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html				
入札方法	電子・紙種別	電子入札				
入札参加受付 (電子入札)	期間	令和5年8月1日 9:00 ～ 令和5年8月17日 17:00 ※ただし、土、日曜日を除く。				
質疑・回答	受付期限	令和5年8月14日 17:00	回答日	令和5年8月16日		
	提出方法	電子メールまたは持参 nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp	回答方法	市ホームページに掲載する https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html		
		設計図書に関する質疑の有無について確認した後、入札書を提出すること。 質疑の回答も仕様の一部とする。				
入札書等 受付期間等	電子入札	令和5年8月18日 9:00 ～ 令和5年8月28日 17:00				
	郵便入札	事前承諾を得た紙入札に限り、令和5年8月18日9:00以降に郵送手続きを行い、令和5年8月28日17:00までに神栖郵便局必着				
入札時注意事項	入札書	入札書には、契約希望金額の100/110の額を記載すること。				
	内訳書	提出を要する				
	その他	入札書記載金額と内訳書の合計額は一致すること。郵便入札の場合、入札書及び内訳書は、指定封筒に同封して郵送してください。				
入札(開札)日時	日時	令和5年8月30日 10:00				
	場所	神栖市役所分庁舎 2階 会議室3				
予定価格	57,240,000 円(税抜)		低入札調査基準 最低制限価格	最低制限価格設定		
入札保証金	免除	契約保証金	要 (契約金額の10分の1以上)			
前払金	有	(契約金額の4割以内)		部分払	無	
建設リサイクル法	対象	議決の要否	否	長期継続契約	対象外	
その他	●本公告の外、一般競争入札共通事項の記載事項も公告の一部となるため必ず確認すること。 一般競争入札共通事項 URL https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html					
入札参加資格 審査書類	一般競争入札共通事項のとおり 落札の日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く執務時間中）以内に提出すること。					